

令和5年度第11回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日	令和6年2月9日（金）
招 集 場 所	米子市役所401会議室
開 会	午後1時30分
出席農業委員	1番 赤尾昇委員 2番 足立康雄委員 3番 泉新一委員 4番 岩佐清志委員 5番 木下壽美子委員 6番 木村静子委員 7番 公本英夫委員 8番 小西淳一委員 9番 角力委員 10番 関本五郎委員 11番 高橋敦美委員 12番 宅野真二委員 13番 竹中誠一委員 14番 田子博康委員 15番 中本公平委員 16番 能登路幸輝委員 17番 船越真委員 18番 安井貴之委員 19番 米澤美憲委員
出席推進委員	廣東宣明委員 影嶋六郎委員 福田忠雄委員 森中喜輝委員 佐々木知俊委員 大田正夫委員 大縄敬次委員 三島通政委員 住田一行委員 福長正樹委員 高尾和広委員 中西文子委員 矢倉守委員 松本裕三委員 本池実委員 大家保委員 福島公明委員 高濱健委員
事 務 局	日浦事務局長 古橋事務局長補佐 妹尾係長 石田主任 渡邊主事
傍 聴 人	無し
日 程	1 会長あいさつ 2 議事録署名委員の指名 3 議事 (1) 農地法各条申請審議等 ア 第1号 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について イ 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について ウ 第3号 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づく農用地利用計画の一部変更に係る意見照会に対する回答について エ 第4号 米子市農用地利用集積計画の決定について

オ 第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に基づく農用地利用集積等
促進計画に係る意見照会に対する回答について

4 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規程による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (7) その他

議事開始 午後1時30分

議長（角会長）

第11回農業委員会総会を開きます。

議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

それでは、議席番号2番の足立委員と議席番号3番の泉委員にお願いしたいと思います。本日の欠席は、ありません。審議に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げがあれば、事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

議案 8 ページ、5 条転用 9 2 番譲受人の氏名住所の訂正をお願いします。併せて 5 条別紙の訂正をお願いします。8 6 番の同意状況の欄に、農道使用許可確認済みと加筆をお願いします。続いて、8 8 番河崎太陽光施設についても農道使用許可確認済・米川土地改良区意見書確認済みと加筆をお願いします。8 9 番河崎の一般住宅について、污水排水は合併浄化槽から既設道路側溝へと訂正をお願いします。

議長（角会長）

それでは審議に入ります。3 ページ、議案第 1 号をお願いします。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第 3 条第 1 項の規定により許可したいので議決を求めます。

それでは、4 ページ、番号 5 5 の奥谷から、番号 5 7 の和田町について一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（石田主任）

3 条許可案件について説明いたします。場所について画面に表示いたしますのでスクリーンをご覧ください。

番号 5 5 番奥谷の議案について説明いたします。成実公民館近くにあります田 1 筆 7 8 平方メートルの農地をこの度合意され、贈与されるものです。

番号 5 6 番二本木の議案について説明いたします。佐陀入口交差点近くにあります田 1 筆 9 3 3 平方メートルの農地をこの度合意され、贈与されるものです。

番号 5 7 番和田町の議案について説明いたします。和田公民館近くにあります畑 1 筆 3 1 0 平方メートルの農地をこの度合意され、売買されるものです。

3 条許可案件は以上 3 件となります。詳細は議案および 3 条別紙のとおりです。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（角会長）

番号５５の奥谷について、担当委員さんから補足があればお願いします。

岩佐農業委員

番号５５番議案について補足します。１月２９日に岩佐農業委員と福長推進委員と事務局で現地調査を行いました。令和４年１１月に田１枚を全て売却したつもりであったが、端が残り、今回その端を贈与で譲り渡すというものです。許可について問題ないと思います。

議長（角会長）

番号５６の二本木について、担当委員さんから補足があればお願いします。

福田推進委員

番号５６番議案について補足します。２月３日に能登路農業委員、宅野農業委員、福田推進委員で現地調査を行いました。譲受人は隣接圃場所有者で長年耕作しており、この度贈与するものです。許可について問題ないと思います。

議長（角会長）

番号５７の和田町について、担当委員さんから補足があればお願いします。

大家推進委員

番号５７番議案について補足します。２月２日に米澤農業委員、大家推進委員で現地調査を行いました。譲受人は１０年前から家庭菜園を行っており、現状より広い農地で耕作したいという思いがあります。許可について問題ないと思います。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可と決定します。

続きまして、５ページ、議案第２号をお願いします。農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第５条第３項において準用する、第４条第３項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは６ページ、番号８４の上福原１丁目について、審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

船越農業委員

８４番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅を計画したものです。１月３０日に船越農業委員と影嶋推進委員で現地確認を行いました。造成計画は、最高６８センチメートルの盛土造成を行います。擁壁等について、高さ１００センチメートルのＬ型擁壁を設置します。雨水の排水について、敷地内溜桝から市道内暗渠へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、公共下水道へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち２種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で５００メートル以内に２つ以上の教育施設、公共施設等がある農地で、第３種農地に該当します。転用について問題はないと思われま

すので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号８５の石井から番号８７の奈喜良について、一括して審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

福長推進委員

８５番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。昨年１２月総会で一般住宅及び進入路の計画があったところです。転用目的は、一般住宅を計画したものです。１月２９日に岩佐委員、福長推進委員、事務局３人で現地確認を行いました。造成計画は、最高５０センチメートルの盛土造成を行います。擁壁等について、土羽打ちをいたします。雨水の排水について、自然流下後、設置する新設側溝を経由して既設道路側溝に流す計画で問題ありません。汚水の排水について、農業集落排水へ流す計画で問題ありません。雨水の排水については管理の自治会の同意を確認しております。土地改良区の該当、隣接農地は有りません。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち２種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で５００メートル以内に２つ以上の教育施設、公共施設等がある農地で、第３種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

岩佐農業委員

続いて８６番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、太陽光発電施設を計画したものです。１月２９日に岩佐委員、福長推進委員、事務局３人で現地確認を行いました。被害防除計画ですが、

造成はせず、現状のまま利用し、フェンス高さ１．２メートルを設置します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意を確認しております。土地改良区は該当ありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第２種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

続いて８７番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。昨年１２月にバスで現地確認を行った圃場近くです。転用目的は、太陽光発電施設を計画したものです。１月２９日に岩佐委員、福長推進委員、事務局３人で現地確認を行いました。被害防除計画ですが、造成はせず、現状のまま利用し、フェンス高さ１．５メートルを設置します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作地はありません。土地改良区は該当ありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第２種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、７ページ番号８８の河崎から、８ページ番号９１の両三柳について、一括して審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

泉農業委員

８８番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、太陽光発電施設を計画したものです。２月７日に大縄推進委員と現地確認を行いました。被害防除計画ですが、造成はせず、現状のまま利用し、

フェンス高さ1.2メートルを設置します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

続いて89番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅を計画したものです。2月7日に大縄推進委員と現地確認を行いました。造成計画は、最高30センチメートルの盛土造成を行います。擁壁等について、コンクリートブロック3段を設置します。雨水の排水について、合併浄化槽から既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、合併浄化槽から既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。実行組合の同意、隣接耕作者の同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は300メートル以内に駅・市町村役場・インターチェンジ等の施設がある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

大縄推進委員

続いて90番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、資材置場を計画したものです。2月7日に泉農業委員と現地確認を行いました。被害防除計画ですが、造成はせず、現状のまま利用し、擁壁等として、コンクリートブロック2段又は3段を設置します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、自治会の同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、500メートル以内に駅・市町村役場等の施設がある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

続いて91番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、資材置場を計画したものです。2月7日に泉農業委員と現地確認を行いました。造成計画は、最高30センチメートルの盛土造成を行います。擁壁等については、土羽打ちをいたします。雨水の排水について、自然流下後、既設道路側溝へ流します。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、自治会の同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして番号９２の尾高について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

中本農業委員

９２番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅を計画したものです。２月２日に尾坂推進委員と現地確認を行いました。造成計画は、最高３０センチメートルの盛土造成を行います。擁壁としてコンクリートブロック擁壁３０センチメートルを設置します。雨水の排水について、敷地内溜桝から農業用排水路へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、農業集落排水へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、水利組合の同意を確認しております。土地改良区は該当ありません。農地区分は、宅地化の状況が住宅・公共施設が連たんになっている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が１０ヘクタール未満なので第２種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、9ページ議案第3号をお願いします。農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地利用計画の一部変更に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、別紙農用地利用計画の一部変更（案）について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定に基づき意見を求めます。それでは、10ページ、番号1の二本木と淀江町佐陀にまたがる案件について審議します。事務局から説明してください。

事務局（渡邊主事）

案件1について説明します。詳細は議案のとおりです。

本申請地につきましては、国道431号線に隣接しており、米子インターチェンジに近く、また、流通業務予定地の北側に隣接しており、当該申出地を流通倉庫用地として利用するため、農振農用地区域の変更申出があったものです。当該申請地は箕蚊屋土地改良区の受益地で第一種農地ですが、造成時に擁壁を先行施行したり、隣接農地との距離を設けるなどの被害防除対策を行うことにより、農業にかかる支障を軽微にしています。農用地区域変更後の集团的農用地の分断、土地利用の混在、担い手への利用集積への支障、隣接農地及び周辺の農業用施設への支障も軽微であり農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号で定められている要件を満たすため、農振農用地区域計画の変更もやむを得ないと判断しております。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

関本農業委員

赤井手にある造成中の鉄工団地との関係はどうなっていますか。

農林課（天満係長）

本市における流通業務の立地候補物件の状況というのが、米子市流通業務団地、米子インター周辺工業用地、および米子インター西産業用地です。この３つは既に終わっており、今回のように計画者が個別に開発することが必要となります。

関本農業委員

この周りを将来、造成する計画はありませんか。

農林課（天満係長）

今のところは伺っておりません。

関本農業委員

農業用水と農道は造成後どのように取り扱うのですか。

農林課（天満係長）

用水路および農道はそのまま使用することで、施設管理者の同意を得ています。

関本農業委員

用地が分断すると解釈していいですか。

農林課（天満係長）

分断した状態で利用を考えておられます。

関本農業委員

赤い線で膨らんでいる部分が二本木にあるがこれは何を意味するのですか。

農林課（天満係長）

大型トラックの進入のための道路にされるということです。

関本農業委員

ということはですね、赤い線そのものが農道だとしたら新しい道路は農道の内側、敷地内に道路を新設されるということですか。

農林課（天満係長）

ポコッと出っ張っているところの道路が拡張されますので、赤い線の内側が道路になります。

関本農業委員

土地の所有者のところに道路がまたできるということですね。道路はこの赤い線のこの右側にずっとできるということですか。

農林課（天満係長）

国道４３１号線から、このポコッとしているところについては既に市道の拡幅がされており、対向できる道になっております。

関本農業委員

この出っ張ったところが今は農道であるなら、新しく道路を作ることではないのですか。この一枚の紙では農振除外かの判断はできません。

能登路農業委員

さっき現地で高さを見ているので。そのときこの地図を見ながら、ここまでは市道ができていますと説明すればよかったのではないですか。農林課が農振農用地を解除してこの施設が建つと、地域計画にも影響がでてくるのでは。

農林課（山内課長補佐）

３つの団地が既に分譲が終わっているということと、事業主体である申請者が被害防除等の対策をきちんとされていることを踏まえて、農振除外が適当であると判断しました。

関本農業委員

担い手への利用集積への支障はないとありますが、利用権設定除外は面積いくくらいですか。

農林課（天満係長）

利用集積の担い手は、市内の一法人が9,313平方メートル利用されています。この法人の農用地の利用集積については耕作面積に占める当該土地の割合は非常に小さいということで、このように考えております。

能登路農業委員

現に利用権設定をしておられた方が、今回地権者と合意解約したのかもしれない。申請地以外のところで規模拡大のためにたくさん農地を借りて農業をしている方がいる中で、申請地は区分に入っていないから関係ないというスタンスですか。

農林課（天満係長）

守っていないといけない地域ということで、農用地区域にしております。この除外に関しては、農業振興地域の整備に関する法律第13条の2項で定められており、集積についてもございます。当然守っていないとないですが申請者は現在物流業務を営んでおり、2024年4月からトラックドライバーの長時間労働が難しくなり長距離輸送が非常に難しくなる。物流配送に困難が生じるがほかに条件に合う土地が見つからず、仕方なしにこの土地で計画するものです。

能登路農業委員

ここじゃないといけない、ここしかないからと持ってきたら、それで農振農用地を解除してそういうのを作らせてもいいっていうことですか。

農林課（天満係長）

土地の選定理由としてはそういうところで選定させていただくし、もちろんそれ以外でも精査をさせていただきます。

能登路農業委員

5要件さえクリアしていれば農振除外をする考えなのか、農家の立場になって農地を守る立場なのか、どちらのスタンスなのかと聞いています。

農林課（山内課長補佐）

厳しい意見は承知の上ですけども、やむを得ない総合的な判断だと考えています。結果としては地権者、地元住民、地元土地改良区の同意を得ていただいておりますので提案させていただきました。

関本農業委員

道路側と向こう側と、2つにわかれていますは何を作ろうとされているのでしょうか。

農林課（天満係長）

4 3 1 道路に面しているところは従業員の車、4 3 1 道路に面していないところは物流の倉庫が建ちます。

関本農業委員

倉庫の進入路は、二本木の埋め立てたところから出入りするということでしょうか。

農林課（天満係長）

トラックの進入路は、手元の図面の三角形の土地がまずありまして、この三角形の北東側にまず一カ所入口があります。それと今ご指摘がありました、赤い線がポコッと出ているところの道路の。

岩佐農業委員

しゃべるだけではわかりません。何か出してもらえませんか。

公本農業委員

継続審議にしませんか。

能登路農業委員

こんなものが簡単に、農振解除なんて農業委員会で意見書付けて出せません。特にここは来年3月までに地域計画を立てる場所になっています。地域計画はどうでもいいということでしょうか。

農林課（山内課長補佐）

地域計画についてのご質問ですけども、こういった土地の変更があった場合には、国に対して意見交換の場で、随時で開催できるかどうかの要望をしています。まだ回答はありません。

能登路農業委員

それもきちんとしてから進めていきましょう。まだいろいろな問題点が残っていますし、ここで農振解除の採決をしても、私自身は反対をします。

議長（角会長）

能登路農業委員から、継続審議の意見が出ましたがどうでしょう。

みなさまのご意見をお聞きしたいと思います。農振除外を承認していいという方は挙手をお願いします。

では、継続審議に賛同する方の挙手をお願いします。継続審議が挙手多数でしたので、次回継続審議をしたいと思いますのでお願いします。

事務局（日浦局長）

今日の審議資料がそろっていないという側面になるとやり直しが適当ではないかと思います。ただ採決を取り、例えば否決になった場合は再度申請をしていただいてと考える人もいると思います。今日採決を取り、通る通らないはみなさまの挙手によって委ねられますので、そちらの判断は会長主導で決をとり、会の総意でしてもらえればと思います。

森中推進委員

ここで否決をされたとなれば、来月ということになるが、事務的にはまた来月申請してほしいと事業所に言う方がスムーズなのではないでしょうか。

議長（角会長）

保留というのはこういう会ではあまりないので、今回はみなさんの挙手多数で取り下げ、次回また再審査ということが適当だと思いますけども。みなさんいかがでしょうか。

高橋農業委員

事業者になぜ取り下げるのか説明をしてください。あと、本当に富益にはもう土地はないのでしょうか。高速が近いからこちらに、というふうにはしか聞こえません。ほかに土地を探されたということですが、耕作放棄地の活用もできると思いますが。

森中農業委員

県と協議したといいますが、県はこれに関してどう考えているのでしょうか。

農林課（天満係長）

県も、致し方ないという考え方です。

関本農業委員

わざわざ分断してまでここに作らないといけないのでしょうか。無理しているような気がするのですが、県からもそういった意見は出なかったのでしょうか。

農林課（天満係長）

前の画面をご覧ください。道路、水路はここにあります。トラックの出入りはこことここです。水路はあるんですが、ここに連絡通路を設けてここは駐車スペース、駐車したトラックがここを通ってこの倉庫に行ったりここで荷物を乗せたり下ろしたりします。2つに分断はされているけれども、こうやって使うということで伺っています。

関本農業委員

何階建ての建物になりますか。

農林課（天満係長）

10メートルにならないように建てられるそうです。一般的な住宅ですと2階建て相当ですが、ここは荷捌きでトラックが入るということで平屋の計画です。

能登路農業委員

一度取り下げてもらい、農林課と事業者で話を詰めてもらった方がいいのではないのでしょうか。

事務局（日浦局長）

非常に難しい判断にはなると思いますが、今日の審議で委員が納得できる資料がなかったという意味では審議は不能という状況だと思います。さらに詰めて、今日出た内容に明確なお答えが出るような状況を整えていただいて、急ぐのであれば臨時総会ですし、次期総会までということでしたら、取り下げを強要することはできませんので、今回の状況を事業者にお伝えし、県とも相談して、今日の審議では委員さんが、今回の資料と当局の説明では審議する入口に立てないということで、全員一致の挙手があったかと思いますので、そういった方向で今回は締めるしかないかなと思います。

農林課（山内課長補佐）

改めて、農業委員会事務局と相談をしながら進めていきたいと思います。

議長（角会長）

事務局が説明したとおり、継続審議ということでよろしいでしょうか。賛同の方は挙手をお願いします。

委員

（挙手多数）

議長（角会長）

賛同多数ということで仕切り直しとします。

続いて、１３ページ、議案第４号をお願いします。米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第５条第１項の規定により、決定を求めます。

それでは、利用権設定各筆明細について、１６ページ番号２－１から２０ページ番号２－１９まで一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（石田主任）

利用権設定各筆明細について説明いたします。議案のカッコ書きは利用権設定の新規、再設定の別と耕作面積を記載しております。

１６頁番号２－１から番号２－２は再設定です。

番号２－３から１７頁番号２－８は新規設定です。

番号２－９から１８頁番号２－１０は再設定です。

番号２－１１は新規設定です。

番号２－１２から番号２－１３は再設定です。

番号２－１４は新規設定です。

１９頁番号２－１５から番号２－１７は再設定です。

番号２－１８から２０頁番号２－１９は新規設定です。

ご審議よろしくをお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

そうしますと、採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、２２ページ、議案第５号をお願いします。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、農用地利用集積等促進計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づき意見を求めます。

それでは、２３ページ番号２－１から３０ページ番号２－３９までを一括審議します。事務局から説明してください。

事務局（石田主任）

農用地利用集積等促進計画各筆明細について説明いたします。

２３ページ番号２－１から２０ページ番号２－３０近隣ほ場の耕作者であるため権利の設定をするものです。ご審議よろしく申し上げます。

議長（角会長）

そうしますと、まず、２３ページ番号２－１から２８ページ番号２－２７までを採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続いて、２８ページ番号２－２８から３０ページ番号２－３９について採決したいと思います。これについては、関係者の安井委員は、議事に参与できません。賛成の方の挙手を求めます。挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

審議事項は以上です。続いて報告事項に移ります。事務局から報告してください。

事務局（日浦事務局長）

報告いたします。

33ページの農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、2件を受理しています。

次に、34ページの農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、4件を受理しています。

次に、35ページから38ページの農地法第18条第6項の規定による合意解約に係る通知書の受理について、16件を受理しています。

次に、39ページの非農地現況証明について、4件を証明しています。

次に、40ページの農地の転用事実に係る照会に対する回答について、1件を回答しています。

最後に、41ページの公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について、2件証明しています。

報告は以上です。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

本日、予定していました審議は以上のとおりですが、議題などの追加はありませんか。

ないようですので、農林課からひとつ連絡事項があるとのことをお願いします。

（地域計画説明）

では続いて事務局から連絡事項をお願いします。

事務局（日浦事務局長）

3月8日市役所4階401会議室におきまして、3月定例総会を開催予定としております。次に、2月は農地相談会は令和6年2月20日午後2時から崎津公民館、令和6年2月21日午後2時から加茂公民館となっております。私からは以上です。

議長（角会長）

そういたしますと、これを持ちまして、第１１回農業委員会総会を終了します。

閉　　　会　　　午後３時３５分